

令和5年度処遇改善加算計画書について

令和5年4月1日
NPO 法人そいる

1. 対象事業所

るーと

2. 対象職員

児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、訪問支援員

3. 改善期間

令和5年4月～令和6年3月

4. 加算区分

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

5. 改善方法

【福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ】

4月に基本給の昇給

9月、3月に賞与として支給

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ】

※児童福祉領域での経験が10年以上ある児童発達支援管理責任者が対象

毎月の特定処遇改善加算手当として支給

9月、3月に賞与として支給

【福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算】

毎月の処遇改善手当として支給

9月、3月に賞与として支給

6. キャリアパス要件

①キャリアパス要件Ⅰ

- イ) 職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件は「キャリアパス」に定める。
- ロ) 職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系は「キャリアパス」及び「就業規則に定める。
- ハ) 「就業規則」を事業所に備え付け、「キャリアパス」を配布することで周知する。

②キャリアパス要件Ⅱ

- イ) 階層別人材育成計画と目標管理シートを活用し、職員との面談を行う。
計画的に社内研修を実施する。
- ロ) 「階層別人材育成計画」「研修計画」を配布することで周知する。

③キャリアパス要件Ⅲ

- イ) 昇給は毎年4月に行う。「経験年数」と「キャリアパスに基づく知識・技能」に応じてなされる仕組みとする。
- ロ) 「就業規則」を事業所に備え付けることで周知する。

7. 職場環境等要件について実施する項目

①入職促進に向けた取り組み

- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
→ボランティアの受け入れや夏祭り等の地域行事への参加を実施する。

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。
→職員の資質を向上させるための各種資格や研修等の受講に際して、研修費及び交通費等を支給する。
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
→目標管理シートをもとに管理者と面談を実施する。

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

➔毎月のシフト作成時に希望休を確認する仕組みを作っている。

④腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

➔事故対応マニュアルの作成・周知を実施している。

⑤生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサーの導入による業務量の縮減

➔タブレットを導入し、記録等の業務量を縮減している。また、kintone を導入し、情報共有を行いやすい仕組みづくりに取り組んでいる。

- ・5 S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

➔消毒や整理整頓、安全管理を行なっている。

⑥やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

➔スタッフ全員が集まるミーティングの機会を作ることで、コミュニケーションの円滑化を図る。また、ミーティングや面談で勤務環境や支援内容についても相談、検討を実施していく。

- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

➔年に 1 回は支援方針や法人理念を伝える研修を実施（4/3 に実施予定）

- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

➔ご利用者様やご家族からのメッセージなどはスタッフと共有している。